

[資料]

脳卒中看護認定看護師の活動における特定行為の可能性

飯山 有紀 内村 香代子

Possibility of activities Nurses Pertaining to Specified Medical Acts
of Certified Nurse in Stroke

Yuki Iiyama, Kayoko Uchimura

和文抄録

2020年に認定看護師教育に特定行為が組み込まれ4年が経過した。ますます、特定行為の知識や技術を用いた認定看護師としての活動が期待されている。そこで本調査では、特定行為が脳卒中看護認定看護師の看護実践にどのように活かされているか現状を明らかにし、脳卒中看護認定看護師活動における特定行為の可能性について検討することを目的とした。

Web アンケート調査を実施し、8名から回答を得た。脳卒中看護認定看護師は、特定行為の知識や技術を脳卒中患者のみにとどまらず、せん妄や認知症ケアのアセスメントとして生かしていることが明らかになった。修了した特定行為が発揮されるチームへの配置によって、脳卒中看護認定看護師の活動の幅が広がっていることから、脳卒中看護認定看護師として特定行為の知識と技術が患者ケアの何に用いることができるのか、管理者にアピールしていくことが重要である。

キーワード：脳卒中看護認定看護師，特定行為，栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連，精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

I 緒言

わが国における「特定行為に係る看護師の研修制度」は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的として、平成27年10月1日に施行された。この研修制度は、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定され、特定行為には21区分38行為がある¹⁾。特定行為は、診療の補助であり、医師の包括的な指示によって看護師が実施するものである。

これをうけて日本看護協会は、認定看護師教育基準カリキュラムに特定行為区分別科目を組み込み、2020年から新たな認定看護師教育（以下、B課程）を開始した²⁾。脳卒中看護分野における特定行為は、

2区分5行為がカリキュラムに組み込まれたため、熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程（以下、本教育課程）では、指定研修機関としての指定をうけるべく対応を急いだ。

当初、厚生労働省は、2025年までに10万人の看護師が特定行為を修了できるよう目標数値を掲げたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2022年9月現在において特定行為を修了した看護師の数は、6,324人とどまっている³⁾。

現在の脳卒中看護分野における特定行為においては、すべての特定行為が実施可能な日本版 nurse practitioner が、脳卒中チーム内の多職種ならびに患者・家族間をコーディネートする中核的存在として期待されており⁴⁾、2区分5行為であっても特定

行為の知識や技術を活かした看護の専門性を発揮できる可能性は高い。

しかしながら、脳卒中看護認定看護師教育に特定行為研修が組み込まれた教育プログラムに変更となった後、特定行為がどのように脳卒中看護認定看護師の看護実践に活かされているかは明らかになっていない。日本で唯一の脳卒中看護認定看護師教育を行っている熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程には、脳卒中看護認定看護師の活動が推進されるよう実態を調査し、脳卒中患者への看護実践について明らかにする役割があると考ええる。

そこで、特定行為が脳卒中看護認定看護師の看護実践にどのように活かされているか現状を明らかにし、脳卒中看護認定看護師活動における特定行為の可能性について検討することを目的とする。

Ⅱ 方法

1. 調査対象

特定行為が脳卒中看護認定看護師の看護実践にどのように活かされているか現状を明かにするためには、B課程を修了した脳卒中看護認定看護師への調査が必要である。そこで、熊本保健科学大学キャリ

ア教育研修センター認定看護師教育課程において脳卒中看護分野を修了した脳卒中看護認定看護師を対象にした。なお、この教育課程で受講できる特定行為は2区分5行為（表1）であり、修了生はそのすべてを修了している。

2. データ収集方法

2022年12月時点で、熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程脳卒中看護分野を修了した脳卒中看護認定看護師は9名であった。対象者にはメーリングリストを用いて連絡を行い、研究計画について文書で説明した。Webアンケートによってデータを収集し、単純集計を実施した。

3. 調査項目

アンケートでは、脳卒中看護認定看護師としての活動時間があるか、活動時間の詳細について、委員会やチームに参加しているか、どのような委員会やチームに参画しているか、臨床現場において特定行為研修の内容はどのような場面で活用できているかについて尋ねた。

4. 脳卒中看護認定看護師活動における特定行為の可能性の検討

著者および共著者の専任教員2名で、日本看護協会基準カリキュラム脳卒中看護認定看護師に期待される8つの能力（表2）を参考に、脳卒中における

表1 脳卒中看護認定看護師教育において修了できる特定行為

1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	2. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 抗けいれん剤の臨時投与 抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与
---	--

表2 脳卒中看護認定看護師に期待される8つの能力

1. 脳卒中患者における脳組織への影響に対して、高い臨床推論力・病態判断力に基づいた、病態の重篤化回避のためのモニタリングとケアの実践
2. 脳卒中患者の急性期・回復期・生活期において、一貫した生活再構築のプロセス管理と、セルフケア能力を高めるための計画的な回復支援
3. 脳卒中患者の機能障害に対する、急性期から病態に応じた活動性維持・促進のため、適切な早期リハビリテーション看護実践
4. 脳卒中に伴う機能障害が日常生活に及ぼす影響を予測した、生活の再構築のためのケア
5. 脳卒中の発症・再発予防のための健康管理について、脳卒中患者および家族に対する指導
6. 脳卒中患者および家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護実践
7. より質の高い医療と地域連携を推進するため、多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たす
8. 脳卒中看護の役割モデルを示し、看護職への指導、看護職等へのコンサルテーション

看護の対象が辿る経過に照らして、脳卒中看護認定看護師活動における特定行為の知識や技術を用いたケアについて検討する。

5. 倫理的配慮

本調査においてアンケートの項目は、要配慮個人情報や身体的あるいは心理的負担が生じない項目とし、個人が特定できないよう配慮した。また、対象者の自由参加とし、匿名性を担保すること、回答しないことが不利益にはならないことを説明し、アンケートへの回答をもって同意を得たものとした。

Ⅲ 結果

1. 熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程を修了した脳卒中看護認定看護師の活動の現状

対象者9名に調査を依頼し、8名から回答があった。脳卒中看護認定看護師としての活動時間が「ある」と回答したのは3名、「ない」と回答したのは5名であった。活動時間が「ある」と回答した対象者のうち、活動時間が週に1回が2名、月に1回が1名であった。

次に、回答のあった8名のうち、所属施設内で委員会やチームに参画していたのは7名であった。複数回答によって得られた回答は、せん妄と認知症に関するチーム4名、教育に関するチーム2名、他職種連携チーム2名、脳卒中リハビリチーム1名、排尿自立支援1名であり、せん妄と認知症に関するチームが最も多かった。

特定行為研修で学んだ内容がどのような場面で、

どのように活用されているかという自由記述には、認知症ケアラウンド時の認知症看護認定看護師とのディスカッション、臨床推論による病態把握や予後予測というアセスメントに関する内容、対応困難患者の薬物調整、せん妄患者への対策におけるアセスメントにおいて活用されていることが回答された。

2. 脳卒中看護認定看護師が実施する特定行為に関する検討

著者と共著者を含む本教育課程の専任教員2名で、脳卒中における看護の対象が辿る経過に照らして、脳卒中看護認定看護師活動における特定行為の知識や技術を使用したケアについて検討した。なお、脳卒中予防が含まれること、在宅で生活している方を患者と表現することは適切ではないことから、ここでは脳卒中患者と表現せず看護の対象と記した。

看護の対象が辿る経過に照らすと、脳卒中看護認定看護師には、脳卒中予防から急性期・回復期・生活期・終末期の各期を支える役割があり、対象の意思表明と自己決定の連続を支援する姿勢が必要であることが明らかになった。

まず、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の特定行為については、脳卒中発症前のアセスメントとしてサルコペニアの判断や、急性期から回復期においては過不足ない栄養状態を保つためのアセスメント、脳循環を維持するための水分管理、終末期においてはQOLを目指した栄養や不要な水分補給を検討することが可能となることが検討された。

次に、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連の特定行為は、急性期ではせん妄の直接因子に対する重篤化回避の支援技術によって、抗精神病薬に頼らな

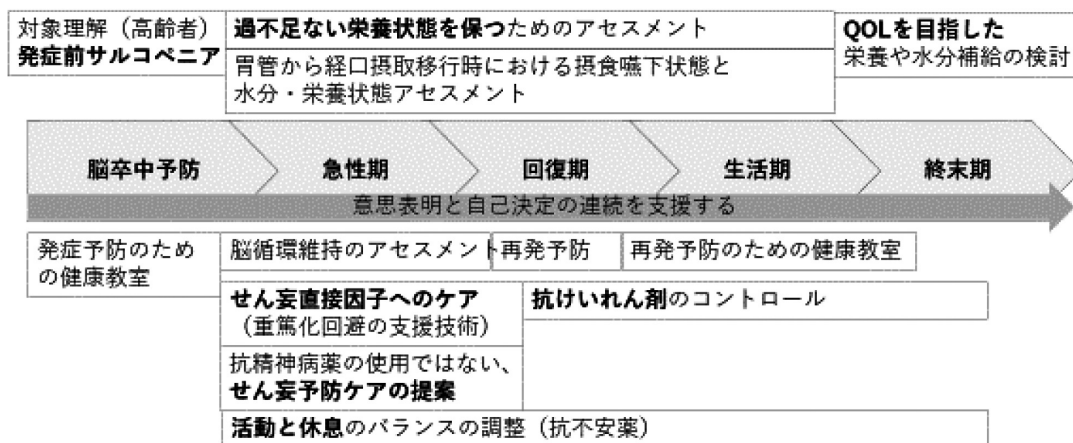


図 看護の対象の経過における脳卒中看護領域の特定行為

い、せん妄予防ケアの提案を可能とする。さらには、全ての期において、活動と睡眠のバランスを整えるケアへの提案や抗けいれん剤に関する調整など、生活期や終末期の生活を支えるケアを実践できる可能性があることが検討された。

Ⅳ 考察

1. 熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程を修了した脳卒中看護認定看護師の活動の現状

脳卒中看護認定看護師は、認定看護師活動時間の有無に関わらず、せん妄や認知症に関するチームに最も多く所属し、修了した特定行為の知識や技術を発揮していることが明らかになった。修了した特定行為が発揮されるチームへの配置によって、脳卒中看護認定看護師の活動の幅が広がっており、看護管理者の采配が大きく影響していることが考えられた。特定行為研修修了者の複数配置に関する実態把握及び有効活用に影響する要因の調査において、すでに効果を上げている事例が広く共有され、看護管理者が特定行為研修を、看護職、協働する医師や医療チーム、患者にとって有益な制度であると認識することが重要であると言われているため⁵⁾、脳卒中看護認定看護師として特定行為の知識と技術を患者ケアにどのように用いることができるのか、看護管理者にアピールしていくことが重要であると考えた。

せん妄は2次的に生じている意識障害であるが、脳卒中は1次的に生じている意識障害であり、なぜ意識障害が生じているのか、意識障害が遷延している原因は何か、を考える能力を身につけていることが強みとなり、認知症やせん妄ケアチームにおいて活躍していることが考えられた。

また自由記述では、認知症ケアラウンド時の認知症看護認定看護師とのディスカッションにおいて、特定行為の知識や技術が役立っているとの回答があった。認知症には、血管性認知症やアルツハイマー型認知症との混合型の認知症があり、脳卒中は認知症の原因疾患である。そのため、脳卒中看護分野の専門科目や、特定行為区分別科目における脳機能の専門的な知識と技術によって認知症の人の丁寧なアセスメントを行い、生活障害など対象に合わせたケアが提案できていることが考えられた。

2. 脳卒中看護認定看護師の活動における特定行為

脳卒中看護認定看護師には、実践・相談・指導という3つの役割があり、脳卒中の発症予防から看取りまでの一連を支えるという専門性がある。また、特定行為研修終了後には、あらゆる場において医療ニーズのある人々とその家族を支え、地域・施設間の連携にも寄与する看護師の在り方が期待されている⁶⁾。看護の対象が辿る急性期・回復期・生活期と各期に区切って実践知を積むことの難しさが言われているが⁷⁾、特定行為の知識や技術は、対象が置かれているどの期においても必要とされるものであり、経過の中で患者の回復過程を支え、他職種との連携の礎になることが考えられた。

次に栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の特定行為では、サルコペニアや過不足ない栄養、終末期においてはQOLを目指した栄養や水分補給を検討するなど、対象の状況に応じた判断に特定行為の知識や技術の発揮が期待された。

また、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連の特定行為では、脳卒中の重篤化を回避するための支援技術によって、抗精神病薬に頼らない、せん妄予防ケア提案できる可能性が検討された。さらには、脳卒中の全期において、活動と睡眠のバランスを整えるケアへの提案や抗けいれん剤に関する調整など、生活期や終末期の生活を支えるケアを実践できる可能性が考えられた。

Ⅴ 結語

脳卒中看護認定看護師は、特定行為の知識や技術を脳卒中患者のみに提供することとどまらず、せん妄や認知症ケアのアセスメントとして、より多くの患者に生かしていることが明らかになった。修了した特定行為が発揮されるチームへの配置によって、脳卒中看護認定看護師の活動の幅が広がっており、脳卒中看護認定看護師として特定行為の知識と技術が患者ケアの何に用いることができるのか、アピールしていくことも重要である。

さらに、脳卒中の発症予防から終末期まで、対象が置かれているどの期においても、特定行為の知識や技術が発揮される可能性が示唆された。

謝辞

本調査において協力いただきました、脳卒中看護

認定看護師のみなさまに感謝申し上げます。なお、本調査の一部を STROKE2023の看護シンポジウムにおいて、招待演題として発表した。また、本調査において利益相反はない。

文献

- 1) 公益社団法人日本看護協会. 認定看護師制度の改正. 2019, https://www.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2020/10/CN_kitei_20201020.pdf
- 2) 厚生労働省. 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令. 2015, <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000575391.pdf>
- 3) 厚生労働省. 第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会 資料 1 特定行為研修制度の推進について, 2023. <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001019647.pdf>, (検索日: 2023年8月28日検索)
- 4) 本田和, 森塚倫也, 伊藤健大, 他. 脳卒中診療における日本版 nurse practitioner の役割と将来的展望. 脳卒中, 43 (2): 101-108, 2021.
- 5) 酒井郁子. 特定行為研修修了者の複数配置に関する実態把握及び有効活用に影響する要因の調査. 令和3年度総括報告書厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野地域医療基盤開発推進研究. 2021. <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/158658> (検索日: 2023年8月28日検索)
- 6) 橋本宜子. 脳卒中のトータルケア. 発症直後から看取りまで. 発症から看取りまでを支える脳卒中のトータルケア飯山有紀編. メジカルフレンド社, 6-11, 2020.
- 7) 日本看護協会編. 看護白書特定行為研修を修了した認定看護師の活用, 日本看護協会出版会, 2020.

(令和5年9月29日受理)